

「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

6月1日（月）から7月10日（金）までに！」

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

平成27年度の申告・納付期間は、6月1日（月）から7月10日（金）までです。お早めに手続をお願いします。

- ◇ 平成27年4月1日から労災保険料率の基準料率に変更されています。
詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◇ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと納付日が遅くなります。申し込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです。詳しくは、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	平成27年7月10日	平成27年11月2日	平成28年2月1日
口座振替納付日	平成27年9月7日	平成27年11月16日	平成28年2月15日

なお、申込時期により口座振替納付開始時期が異なります。「第2期・第3期」は間に合いますが、「全期・第1期」は申込期限を過ぎており、これからの申し込みでは平成28年度からの適用となります。

- ◇ 電子申請もご利用になれます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。詳しくは、秋田労働局のホームページをご覧ください。

◇ お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室	TEL 018-883-4267
秋田労働基準監督署	TEL 018-865-3671
能代労働基準監督署	TEL 0185-52-6151
大館労働基準監督署	TEL 0186-42-4033
横手労働基準監督署	TEL 0182-32-3111
大曲労働基準監督署	TEL 0187-63-5151
本荘労働基準監督署	TEL 0184-22-4124